

令和8年1月27日 招 集

令和8年第1回本市議会臨時會議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

1 議第1号	令和7年度村山市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について	3
2 議第2号	令和7年度村山市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について	7
3 議第3号	令和7年度村山市一般会計補正予算（第11号）	別冊

以上別紙のとおり

令和8年1月27日 提出

村山市長 志布 隆夫

議第1号

令和7年度村山市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

提案理由

物価高の影響が長期化する中、その影響を強く受けている子育て世帯に対し、物価高対応子育て応援手当を早期に支給するにあたり、必要な経費の予算措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものである。

専決処分書

令和7年度村山市一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,635千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,419,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和7年12月24日

村山市長 志 布 隆 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		1,820,235	52,635	1,872,870
	2 国庫補助金	775,828	52,635	828,463
歳入合計		20,366,599	52,635	20,419,234

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,681,353	52,635	7,733,988
	1 総務管理費	7,418,197	52,635	7,470,832
歳出合計		20,366,599	52,635	20,419,234

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

(単位 : 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	物価高対応子育て応援手当支給事業	52,635

議第2号

令和7年度村山市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

提案理由

衆議院議員総選挙費に係る予算措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものである。

専決処分書

令和7年度村山市一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,616千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,439,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

村山市長 志 布 隆 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支 出 金		1,016,801	20,307	1,037,108
	3 委託 金	72,824	20,307	93,131
21 繰 越 金		193,958	307	194,265
	1 繰越 金	193,958	307	194,265
22 諸 収 入		586,156	2	586,158
	5 雑 入	212,113	2	212,115
歳入合計		20,419,234	20,616	20,439,850

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,733,988	20,616	7,754,604
	4 選挙費	48,829	20,616	69,445
歳出合計		20,419,234	20,616	20,439,850